

【知的財産権部からのお知らせ】

1. 専利法経過措置

改正専利法は2009年10月1日より施行されましたが、その経過措置を下記URLに掲載しておりますので、ご参照ください。

<http://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/ip/law/pdf/admin/20090929.pdf>

また、最高人民法院においても、「改正後専利法の学習及び徹底に関する通知」が公表されています。これについても合わせて掲載いたしますのでご参照ください。

2. 専利制度シンポジウムの開催

2009年10月26日及び28日、特許庁及び国家知識産権局の共催により、東京及び大阪にて専利制度改正シンポジウムが開催されました。当日は、国家知識産権局条法司の尹司長をはじめとし、法律改正に直接携わった担当者から改正専利法について説明がありました。

なお、改正専利法は既に施行されているものの、専利法実施細則及び審査指南は未だ公表されておられません。

3. 国外専利出願専門助成金管理暫定施行弁法

財政部は、2009年8月28日、国内出願者による積極的な国外専利出願の支持及び自主イノベーション成果の保護を目的として、国外専利出願専門助成金を設立しました。専門助成金による援助は、国外専利出願のうち保護類型が中国の発明特許に当たる専利出願に対して重点的に行い、一件につき最多で5カ国（地区）への出願を助成し、助成額は各国（地区）につき10万元を上限としています。この専門助成金は主に、国内出願者が国外で専利を出願する際に関連専利審査機関に支払う出願段階と専利権を授与された年から3年以内の当局の規定する費用、専利検索機関に支払う検索費用、及び代理機関に支払うサービス費用等に使用されます。

この弁法も弊所ウェブサイトに掲載いたしますので、ご参照ください。

=====
【最新ニュース・クリッピング】

○法律・法規等

1. 国家知識産権局、改正専利法の施行に伴う経過措置を発布（国家知識産権網 2009年9月30日）
2. 国家版權局長、「適当な時期に著作権法の改正作業を始動する」（法制日報 2009年10月25日）

○中央政府の動き

1. 科技部など6部門が国の技術開発実施案を發布 企業主役を強調(経済日報 2009年10月9日)
2. 中ロが共同コミュニケ、知財分野の協力を強化へ(国家知識産権網 2009年10月16日)
3. 李克強副総理、「確固不動として知的財産権戦略を実施する」(国家知識産権網 2009年10月14日)
4. 財政部、特許の外国出願を奨励、中央政府が補助金(人民網 2009年10月13日)
5. 工商総局、中関村イノベーションモデルゾーンに支援策(国家工商総局サイト 2009年10月22日)
6. 中国 国内商標海外保護メカニズムを構築へ(新華網 2009年10月22日)

○地方政府の動き

1. 広東省知財局、大学の知的財産権発展に支援を(羊城晚報 2009年10月10日)
2. 北京、今後10年さらに科学技術革新に注力(中国新聞網 2009年10月14日)
3. 模倣品販売から知財保護へ、秀水街の物語りを映画化 北京(北京日報 2009年10月23日)
4. 雲南省昆明市、小中学校で知的財産権教育を普及(国家知識産権網 2009年10月20日)

○司法関連の動き

1. 長城自動車がフィアットを提訴、営業秘密侵害で(京華時報 2009年10月10日)
2. 北京のソフト会社は中智、日本セコムを訴え、1900万円の賠償請求へ(中国知識産権報 2009年9月26日)
3. 最高裁が改正専利法の学習と実施の徹底を求め緊急通達(国家知識産権網 2009年10月15日)

○統計関連

1. 中国、世界6位の研究開発投資大国に(チャイナネット 2009年9月26日)
2. 国防特許出願が2万件余、7割が実用化(解放軍報 2009年10月12日)
3. 中国企業の国際登録商標、およそ1万件に(北京青年報 2009年10月19日)
4. 中国を指定する国際商標出願は13万9900件、4年連続で最多に(新華社 2009年10月19日)

○その他知財関連

1. テレコムワールドが開幕、中国企業が独自開発の技術で出展(新華網 2009年10月6日)
2. 第2回国際著作権博覧会、10月下旬に開催(人民網 2009年10月16日)
3. 国家ソフトウェア人材実践基地プロジェクトがスタート(科技日報 2009年10月15日)
4. 106回広州交易会、知財をめぐる苦情が前年比ほぼ横ばい(知的財産権保護網 2009年10月23日)
5. 中国はIOT研究の先進国、国際規格策定の主導権を握る(チャイナネット 2009年10月18日)

=====

●ニュース本文

○法律・法規等

★★★1. 国家知識産権局、改正専利法の施行に伴う経過措置を発布★★★

去年の12月27日に公布された改正専利法が10月1日より施行されるのを受け、国家知識産権局29日、改正法の実施に伴う法律の適用問題について規定する「改正専利法の施行に伴う経過措置」を発布した。

「経過措置」によると、2009年10月1日の前日までに受理されたもので2009年10月1日までにまだ権利付与されていなかった出願に対して、その登録要件、審査の手續、今後当該出願にかかわる審判、無効案件などについては、原則的に改正前の法律を適用する。立法法第84条の不遡及原則によるもので、出願者と権利者の合法的權益を擁護するために規定された。

外国の出願者、権利者に便宜を提供し、代理市場の公平な競争秩序を確立させるために、「経過措置」の第7条では、外国の出願者または権利者が10月1日以後に代理機構を指定、変更する場合、改正専利法の第19条に基づき任意の代理機構を指定することができる」と明確に規定した。

「経過措置」の全文は国家知識産権網からダウンロードできる。

URL : http://www.sipo.gov.cn/sipo2008/zwgs/ling/200909/t20090929_477011.html

(国家知識産権網 2009年9月30日)

○中央政府の動き

★★★2. 中口が共同コミュニケ、知財分野の協力を強化へ★★★

14日発表された「中口首相第14回定期会談共同コミュニケ」は、両国の協力成果を高く評価した。このうち、知的財産権についてコミュニケでは双方は両国の知的財産権分野で進めてきた協力事業を評価し、今後は提携、協力を引き続き強化、促進するのが確認された。

中国の温家宝総理はロシアのプーチン首相と13日北京で、中口首相第14回定期会談を行なった。双方は会談後に「中口首相第14回定期会談共同コミュニケ」に署名し、共同会見に臨んだ。

コミュニケによると、双方は経済貿易、科学技術など分野での協力強化に力を入れ、国際金融危機に共同対応し、自国の経済発展を促進するとともに共同の繁栄を実現することで一致。このため、双方は知的財産権分野における協力成果を評価し、引き続き提携、協力を進めていくのを決定した。(国家知識産権網 2009年10月16日)

★★★3. 李克強副総理、「確固不動として知的財産権戦略を実施する」★★★

中華人民共和国成立60周年を祝い9月27日に外国人専門家を招いて行われたレセプションに出席した国務院の李克強副総理が挨拶の中で、中国政府は引き続き改革開放を深め、人材強国戦略と知的財産権戦略を確固不動として進めていくと強調した。

李副総理は、国際金融危機に対応するために中国政府の打ち出した一括計画が功を奏したが、世界経済の回復過程は長いもので、国内の景気回復基盤はまだ固まっていないと指摘し、マクロ政策の継続性と安定性を維持し、内需の拡大に重点を置き、経済構造の調整と民生の改善に取り組み、経済の転換と発展方式の革新を進め、長期的に安定した比較的速い経済成長を促進する中国政府の方針を説明した。

李副総理はさらに、中国政府は引き続き改革開放を深め、人材強国戦略と知的財産権戦略を確固不動として進め、外国の知力を積極的に導入し、より広い分野とより高いレベルでの国際交流、協力を展開していくと強調した。(国家知識産権網 2009年10月14日)

○地方政府の動き

★★★4. 雲南省昆明市、小中学校で知的財産権教育を普及★★★

雲南省昆明市は小中学校での知的財産権教育の普及に取り組んでいる。今年の秋からの新学期に知的財産権の授業を試行する小中学校は新たに38校が増え、前の30校に合わせて68校となり、授業を受ける生徒は35,344名に達している。

昆明市の教育局と知識産権局、科技局は2008年、省知識産権局の指導の下で、市内の小中学校30校で知的財産権教育の試行作業を発足した。市の知識産権局が教材を提供し、小学六年生、中学二年生、高校二年生を対象に年間8時間の授業が行われることになった。また、市知識産権局は今年に教師向けの研修クラスを催したなど、知的財産権教育の効果をいっそう高めるよう努めている。

市知識産権局の夏世雲局長によると、同市は今後も研修活動を継続していくとともに、授業見学、教材編集などさまざまなルートを通じて、理論と実践の両面におけるレベルアップを図り、講師の養成に取り組む方針を固めている。(国家知識産権網 2009年10月20日)

○司法関連の動き

★★★2. 北京のソフト会社は中智、日本セコムを訴え、1900万円の賠償請求へ ★★ ★

先日、人的資源システムのプロバイダである万古匯力科技有限公司(以下、万古匯力社)は自社のソフトウェアが無断使用されたとして、上海セコム電子安全有限公司(以下、上海セコム)を上海市浦東新区人民法院(裁判所)に訴え、侵害行為の差し止め及び損害賠償を求めた。浦東区人民法院は事件受理後、上海セコムは当該ソフトウェアに関して、中智上海経済技術協力公司(以下、中智社)と売買契約を締結していたことがわかり、万古匯力社は追加訴訟で、被告を上海セコム、中智社及び日本セコムに変更し、賠償請求金額もこの前の30万元から1900万元まで増加した。

万古匯力社の訴状によると、被告であるセコム上海社及びその各地の支社は2005年からeHR-Soft 2000ソフトウェアとシステム開発ツールが同じで、システム機能、データ構成もかなり似ている人的資源管理システムソフトウェアを使い始め、全国範囲の社員の管理に用いているという。セコムが使用している人的資源管理システムソフトウェアは自社のeHR-Soft 2000ソフトウェアの著作権を侵害した海賊版である、と万古匯力社は判断している。

浦東区人民法院は事件受理後、上海セコムの人事担当者のパソコンを証拠保全として押収し、中からeHR-Soft 2000と酷似である「中智人力資源軟件」を発見した。同時に、2008年1月より万古匯力社が中智社を起訴した事件に係わるほぼすべての関連報道が保存されていた。上海セコムが提示した契約書によれば、市販価格30万円の万古匯力社のソフトウェアと比較して、たった4分の一にあたる7万円で、中智社のものを購入した。

万古匯力社がこれまでの調査結果を踏まえ、裁判所に被告の追加と賠償請求額の変更を申請し、中智社に損害賠償1800万元、上海セコムと日本セコムに合計100万円の損害賠償を要求することにした。(中国知識産権報 2009年9月26日)

★★★3. 最高裁が改正専利法の学習と実施の徹底を求め緊急通達★★★

最高人民法院（最高裁）はこのほど、改正専利法が10月1日実施されたのを受け、「改正専利法の学習、徹底に関する通達」を發布し、各裁判所に対して、新しい専利法についての業務研修、適用の徹底を強化するよう求めた。

特許権に係わる侵害事件の審理における経過措置について、通達は次のように規定している。10月1日以降の侵害行為は改正専利法を適用する。10月1日以前に発生し且つ10月1日以降に続けていたもので、改正前と改正後の専利法のいずれによっても侵害者が賠償責任を負うべき侵害行為は、改正専利法を適用してその賠償額を決定する。10月1日以前に起こった侵害行為について当事者が10月1日以降に裁判所に対して停止命令、証拠保全を申請した場合は、改正専利法を適用する。また、最高人民法院による「特許紛争案件審理の法律適用問題に関する若干規定」と「訴訟前に特許権侵害行為差止めの法律適用問題に関する若干規定」の中の改正専利法と一致しない内容は今後適用されないこととなる。

改正専利法は▽登録要件の適切な調整▽意匠権の権利者に対する許諾販売権の付与▽侵害賠償責任の強化▽訴訟前の証拠保全、現有技術と現有設計の抗弁事由についての明確な規定——などの面で改善された。通達はこれらの改善がイノベーション、技術の進歩および経済・社会の発展に重要な意義を持つとし、改正専利法についての業務研修を重視し、その確実な徹底に取り組むよう各裁判所に求めている。（国家知識産権網 2009年10月15日）

中国の知財関連情報全般、関係法規、本メールマガジンのバックナンバー等をご覧になりたい方は、ホームページにアクセスして下さい。

<http://www.jetro-pkip.org/>

本メールマガジンに対するご意見・ご質問・ご感想等がございましたら下記までご連絡下さい。

JETRO 北京センター知的財産権部

北京市建国門外大街甲 26 号長富宮弁公楼 7003 郵編 100022

TEL : +86-10-6528-2781, FAX : +86-10-6528-2782

E-mail : post@jetro-pkip.org

発行人 : JETRO 北京センター知的財産権部 部長 谷山 稔男

※国家知識産権網に掲載された記事を翻訳し本メールマガジンで送信することに関して、著作権者である国家知識産権局（SIP0）より許諾を得ております。

※本メールマガジンの新規配信・アドレス変更・停止につきましては、お手数ですが以下にアクセスして、ご自身でご登録頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

新規配信 <https://www.jetro.go.jp/mreg/subscribe?id=3590>

変更・停止 <http://www5.jetro.go.jp/mreg/menu>

Copyright JETRO Beijing IPR Department, all rights reserved